

第14回 勢田川等水面利用対策協議会



令和元年10月30日

前回までの協議事項

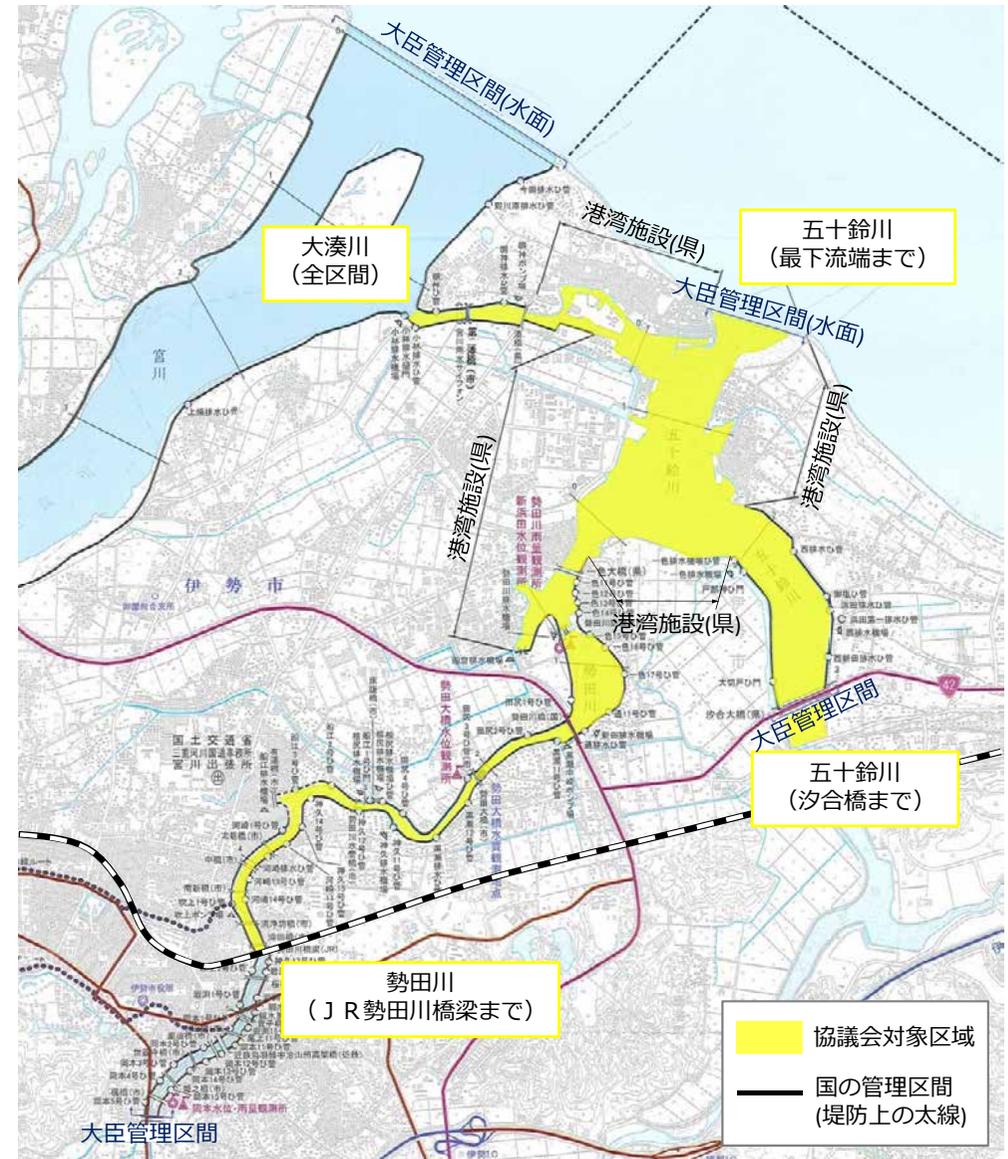
協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



前回までの協議事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
<ul style="list-style-type: none"> ・現状施設の活用（占用主体は公募による） ・民間マリーナの活用 ・新規施設の設置 				

Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	R1
是正指導		強制撤去		
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会方針周知（撤去指導） ・アンケート調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・指示書交付 		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> ・注意書、警告書送付 ・現地へ警告看板設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・監督処分 		
↓		↓		
<p style="text-align: center;">所有者不明船の撤去 (簡易代執行)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行 		

<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

<内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画

国土交通省

□推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

平成(年度) 22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

● 全国実施調査 (22年度)

● 全国実施調査 (26年度)

● 全国実施調査 (30年度)

● 全国実施調査 (34年度)

○ (中間評価) (27年度)

○ (中間評価) (31年度)

○ (最終評価) (34年度)

■ 第1フェーズ (25年度)

■ 第2フェーズ (28年度)

■ 第3フェーズ (31年度)

■ 第4フェーズ (34年度)

● 地域レベル: 地域における検討・準備、協議会の作成・実施、計画の実現に必要な中期的計画の見直し

● 全国レベル: 先進事例の模倣・活用、推進計画の中間評価・見直し、全国実施調査の実施

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

前回の協議会で暫定的な占用場所の許可について承認をいただいた「一色大橋上下流右岸船舶係留施設」は、令和元年10月25日に手続きが完了し、11月1日より占用箇所を管理を開始します。

▼「一色大橋上下流右岸船舶係留施設」の概要



- ①施設名 一色大橋上下流右岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ④占用面積 約3,664㎡
- ⑤収容能力 約60隻
- ⑥占用期間 令和元年11月1日から令和2年10月31日まで

▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
令和元年 6月5日	募集開始
6月25日	募集締め切り（1者応募あり）
8月22日	各委員へ意向確認
8月27日	管理者決定、決定通知書の発送
9月13日	係留船舶所有者へ周知
10月15日	神社みなとまち再生グループより河川法及び港湾法に基づく占用許可申請
10月25日	占用許可
11月1日	管理開始



当該係留施設の様子（令和元年10月撮影）

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

民間マリーナのひとつ「秀英工業船舶係留施設」（平成23年4月22日占用許可）は、令和元年8月30日に手続きが完了し、9月1日より追加占用箇所を管理を開始しました。

▼「秀英工業船舶係留施設」の概要



- ①施設名 秀英工業船舶係留施設
- ②管理者 秀英工業株式会社
- ③所在地 三重県伊勢市田尻町地先及び竹ヶ鼻町地先
- ④占用面積 約2,112㎡（追加：約480㎡）
- ⑤収容能力 約16隻
- ⑥占用期間 令和元年9月1日から令和2年3月31日まで

▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
令和元年7月30日	秀英工業株式会社より河川法及び港湾法に基づく占用許可申請
8月30日	追加占用許可
9月1日	管理開始



当該係留施設の様子（令和元年10月撮影）

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可

民間マリーナ「プレア船舶係留施設」は、令和元年10月25日に手続きが完了し、11月1日より占用箇所の管理を開始します。

▼「プレア船舶係留施設」の概要



- ①施設名 プレア船舶係留施設
- ②管理者 株式会社プレア
- ③所在地 三重県伊勢市竹ヶ鼻町地先
- ④占用面積 約1,348㎡
- ⑤収容能力 約2隻
- ⑥占用期間 令和元年11月1日から令和4年3月31日まで

▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
平成30年 3月15日	占用についての協議開始
令和元年 10月21日	株式会社プレアより河川法及び港湾法に基づく占用許可申請
10月25日	占用許可
11月1日	管理開始



当該係留施設の様子（令和元年10月撮影）

報告事項

係留場所の確保増 係留が認められる施設



1 (占用済)

ゴーリキ
マリンヴィレッジ



2 (占用済)

大湊川(北側流路)



3 (占用済)

マリーナ伊勢



4

大湊川
(五十鈴川合流点側)



5 (占用済)

今一色漁港区



11 (占用済)

神社港 (海の駅)



10 (占用済)

一色大橋下流左岸



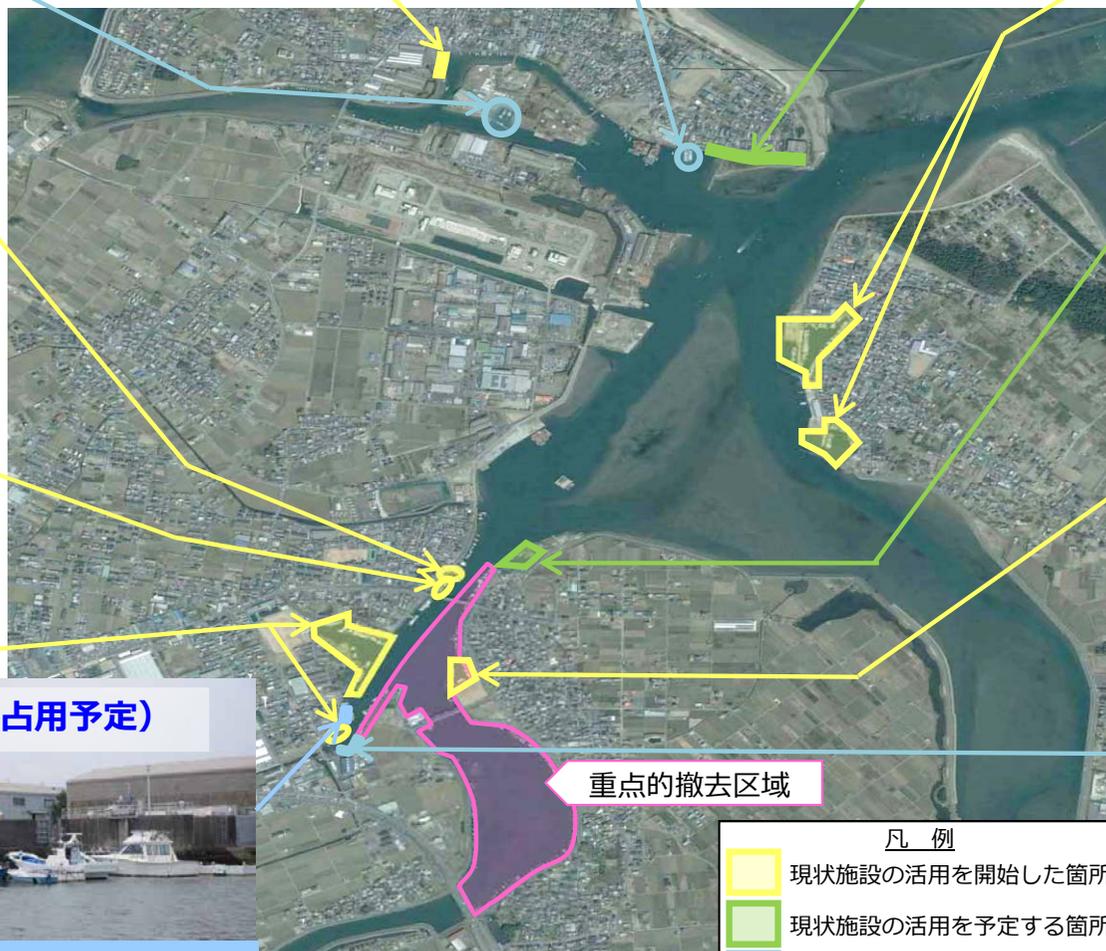
9 (占用済)

防潮水門下流左岸



12 (占用予定)

プレア



重点的撤去区域

凡例

- 現状施設の活用を開始した箇所
- 現状施設の活用を予定する箇所
- 民間事業者を活用する箇所



6

一色町物揚場施設



7 (占用済)

一色町地先船溜まり



8 (占用済)

秀英工業

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の自主撤去及び係留施設の撤去

▼船舶の自主撤去

注意書・警告書・指示書の送付や船舶所有者への個別説明（電話や訪問による意向確認及び今後の強制撤去への予定通告）による是正指導の効果で自主撤去（占用済係留箇所への移動や廃棄）が進みました。



勢田川右岸(一色町地先)H30.10撮影



勢田川右岸(一色町地先)R1.10撮影



大湊川左岸(大湊町地先)H29.6撮影



大湊川左岸(大湊町地先)R1.10撮影

▼係留施設の撤去

船舶が係留されていない未使用状態の所有者不明棧橋が多数存在しており、これらのうち使用に耐えられず廃棄物として認められるものについて、撤去を進めています。今年度においては、現在までに13基の廃棄物棧橋の撤去を行いました。



勢田川左岸(田尻町地先)R1.7.19撮影

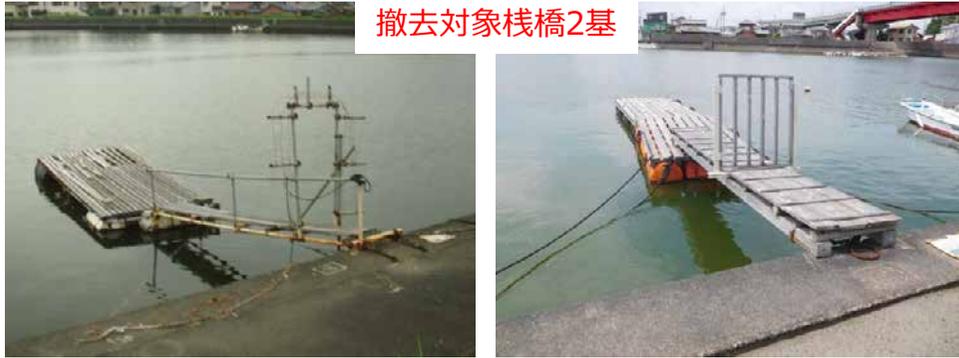


勢田川右岸(通町地先)R1.9.12撮影



報告事項 | 係留対象船の減 簡易代執行

令和元年10月7日（月）勢田川の所有者不明桟橋2基を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は、勢田川排水機場敷地内（国土交通省管理）で保管しています。



撤去対象桟橋2基

対象桟橋は、所有者不明で放置されたままの状態となっており、洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート、護岸等）に支障を及ぼす恐れがあることから、地域の安全を確保するため、今回撤去を実施しました。



撤去状況



保管状況

撤去報道をご覧いただいた地域の方から感謝の連絡をいただきました。

▼三重河川国道事務所ホームページ等

三重河川国道事務所ホームページ新着情報に掲載

三重河川国道事務所
ツイッターに掲載

勢田川の所有者不明桟橋を撤去しました

令和元年10月7日（月）、勢田川の所有者不明桟橋2基を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は、勢田川排水機場敷地内（国土交通省管理）で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。
なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。（TEL.059-229-2218）

位置図



対象桟橋は、所有者不明で放置されたままの状態となっており、洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート、護岸等）に支障を及ぼす恐れがあることから、地域の安全を確保するため、今回撤去を実施しました。

撤去報道をご覧いただいた地域の方から感謝の連絡をいただきました!!

「勢田川等水面利用対策協議会」では引き続き不法係留船対策を推進し、「不法係留船ゼロ」の目標達成を目指します。



国土交通省 三重河川国道事務所

@mit_mie

三重河川国道事務所が所管する、河川4水系（鈴鹿川、雲出川、柳田川、宮川）、国道1号（桑名市～亀山市）、23号（木曾岬町～伊勢市）、25号（四日市市内）、258号（桑名市内）の防災情報・緊急情報、日常の取組などを発信します。当アカウントは発信専用とし、原則として返信は行いませんのでご了承ください。

cbr.mit.go.jp/mie/index.html

2017年12月からTwitterを利用しています

国土交通省 三重河川国道事務所
@mit_mie

【河川】10月7日(月)#勢田川 で所有者不明の放置桟橋2基を撤去しました。
放置されたままの桟橋は川の景観を損ねるだけでなく、洪水時に流出し河川の施設（水門、護岸等）に支障を及ぼす恐れがあります。撤去後に付近を見渡すと、撤去前より景観が綺麗になったと実感しています！
#伊勢市 #三重県



2019年10月07日 11:55 - Twitter Web Client

報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)
第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

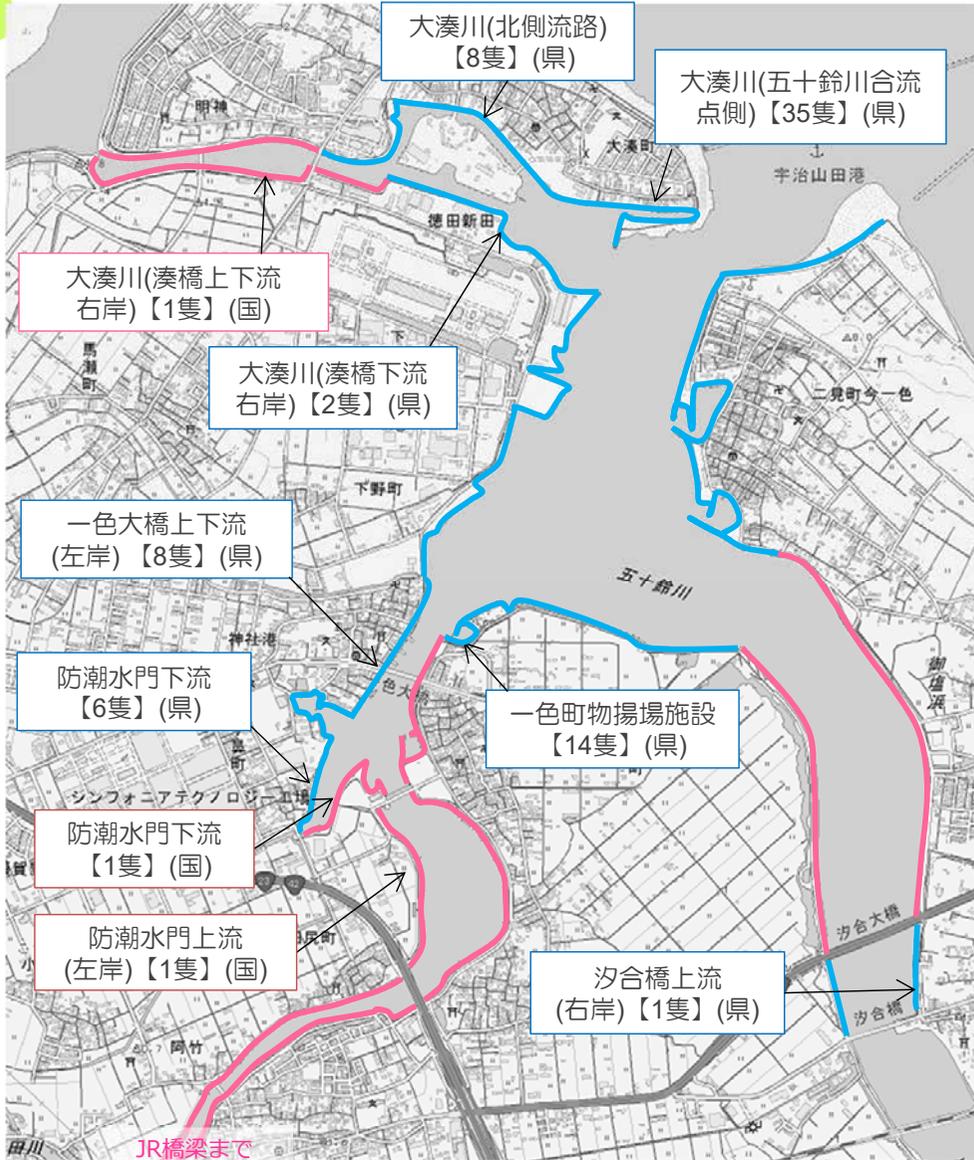
凡例

— 放置等禁止区域に指定済み

— 放置等禁止区域に指定予定
(H30年度より段階的に指定)

報告事項 | 不法係留船舶実態調査

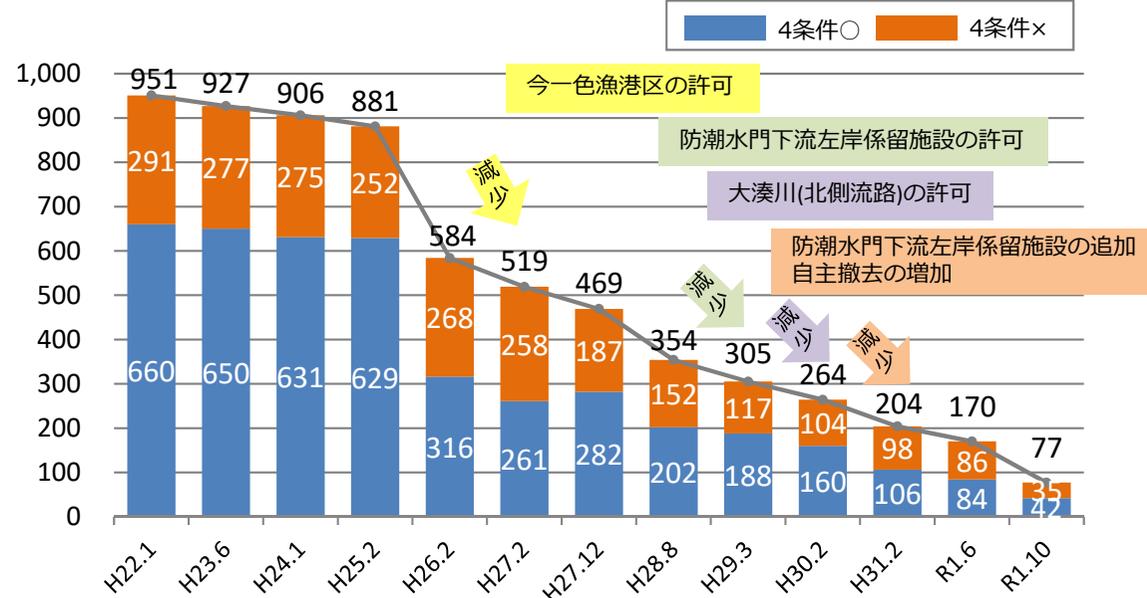
▼令和元年10月時点 (77隻)



凡例
— 協議会対象区域における国管理区間
— 協議会対象区域における県管理区間

※許可済み・許可予定・一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動 (H22~R1)



係留船舶数	77隻
4条件○	42隻
4条件×	35隻

勢田川不法係留船舶減少の状況 (伊勢市一色町地先)



(平成21年11月時点)



(令和元年10月時点)

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和元年10月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有済	現状施設	
		施設名	数
現状施設	占有済	⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）	3
		⑩一色大橋下流（左岸）	4
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港（海の駅）	0
		⑦一色町地先船溜まり	5
		④大湊川（五十鈴川合流点）	40
現状施設	未占有	⑥一色町物揚場施設	20
		計	72
		民間マリーナ（空き）	
民間マリーナ（空き）	未占有	①ゴーリキ	40
		③マリーナ伊勢	2
		⑧秀英工業	6
		⑫株式会社プレア	2
		計	50
合計		122	

係留総船舶数（実際の係留数） 77隻

4条件○	42隻
4条件×	35隻

4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	19
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	1
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	10
④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	5

➡ **122隻 - 42隻 = 80隻分 空きあり**

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼三重河川国道事務所ホームページ

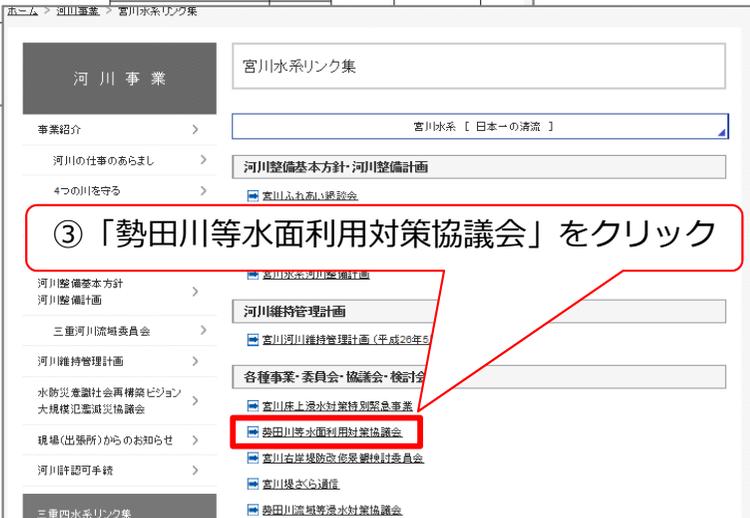
三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動を随時掲載しています。

① トップ画面「河川事業」をクリック



② 河川事業「宮川リンク集」をクリック

③ 「勢田川等水面利用対策協議会」をクリック



▼メディア関係

～テレビ～

令和元年10月7日(月)実施の簡易代執行の様子が当日のニュースとして取り上げられ放送されました。

- * NHK
「ニュース」
(12:15～12:20)
「まるっと!みえ」
(18:30～19:00)
「ニュース845東海」
(20:45～21:00)
- * 東海テレビ
「ニュースOne」
(16:49～19:00)



～新聞～

- * 「読売新聞」11月22日(火)付朝刊22ページ (地域版)

▼是正指導看板等の掲示

所有者不明船舶や廃棄物棧橋の撤去を求める警告書や公告文の掲示で是正指導をしています。



協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

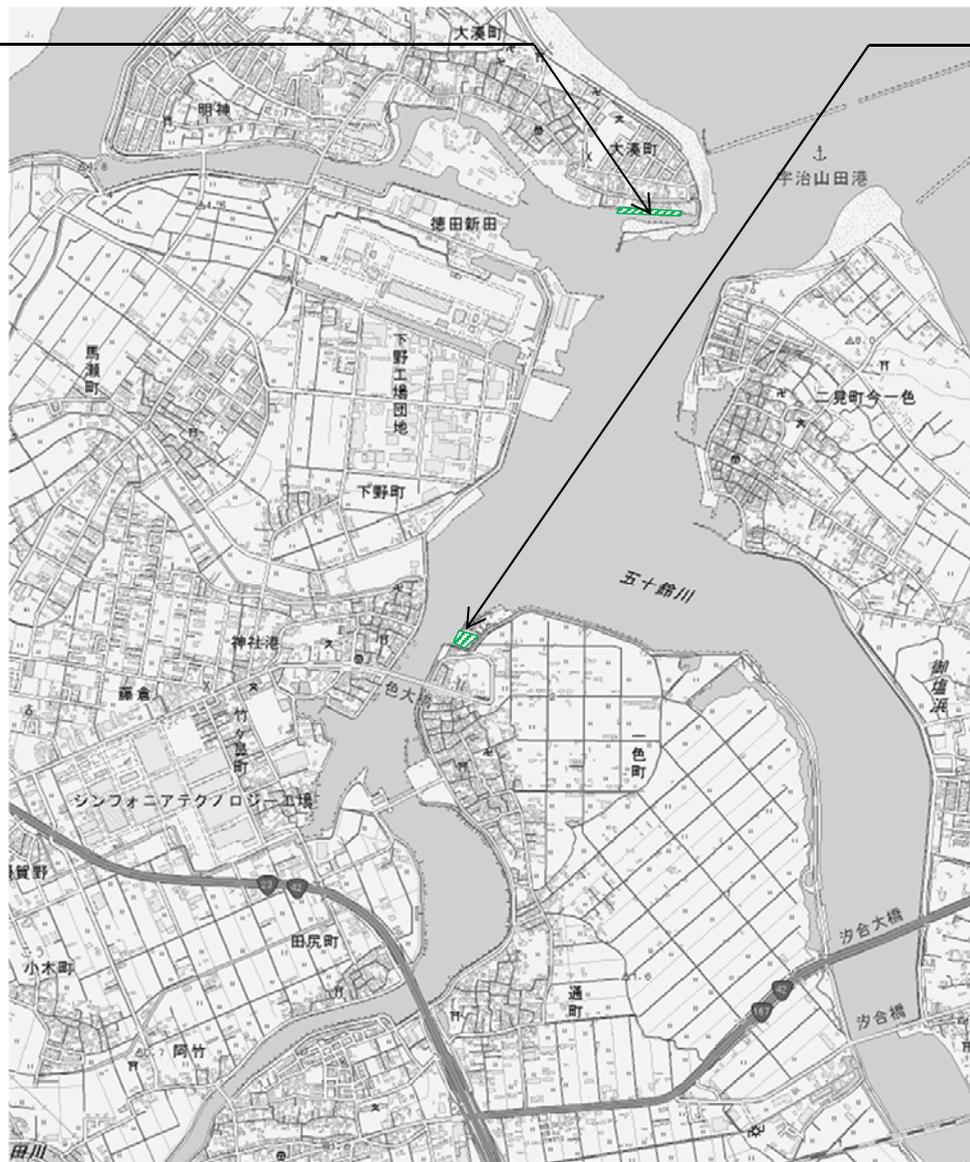
大湊川(五十鈴川合流点側)



船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【課題】

水深が浅く浚渫が必要
駐車場、通路の確保



一色町物揚場施設



船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

【今回協議】

現状のまま当該箇所を係留施設として認めたい

凡例

 新たに占用主体を決定する箇所

協議・検討事項

係留対象船の減

▼所有者判明船の撤去

国 平成31年4月注意書発送、令和元年5～6月警告書発送（3回）、7～8月指示書交付（3回）を実施しました。

併せて、所有者に対して個別説明（電話&訪問、意向確認&今後の予定通告）を行うことで、対象を残り2隻まで減少させることができました。この2隻についても自主撤去の具体的な方針が決まっているため、行政代執行は実施しないこととします。

県 港湾管理者として、河川管理者である国と連携し、適切な是正指導を行っていきます。今後、所有者調査を実施し、注意書、警告書、指示書を段階的に発行することで、自主撤去を促していきます。

また、必要に応じて強制撤去をしていきます。

▼所有者不明船の撤去

国 船舶の所有者について調査した結果、所有者が判明したことや撤去されたことにより、所有者不明船は33隻（平成27年12月時点）から1隻（令和元年10月時点）となりました。この1隻は船舶としての機能を失っているため、今年度中に撤去を実施します。

県 所有者不明船は48隻（平成27年12月時点）から15隻（令和元年10月時点）となりました。引き続き所有者調査を行った上で、公告などの手続きを経て強制撤去を行う予定です。

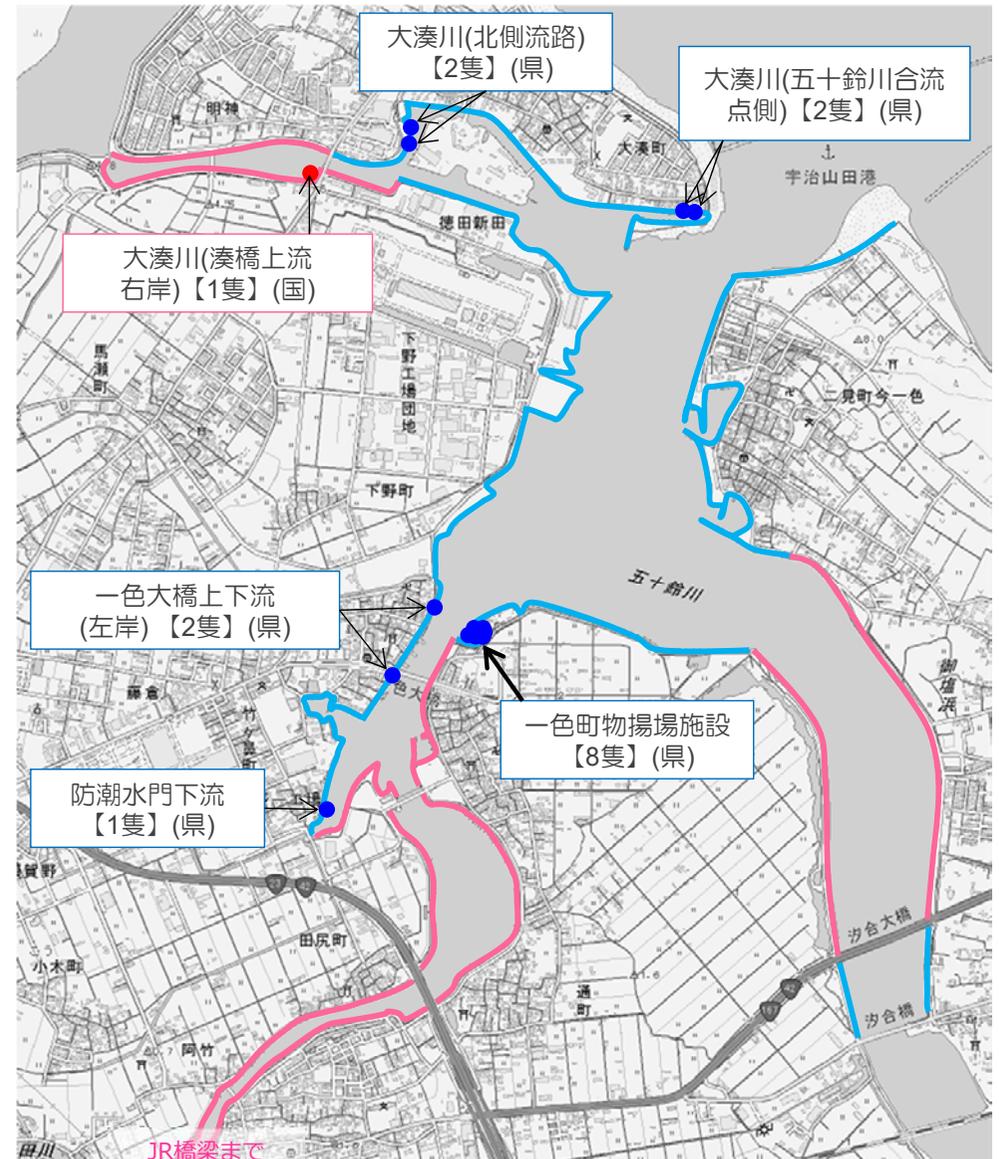
また、船舶としての機能を失った廃船に関しては順次撤去していく予定です。

※令和元年10月時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

不法係留船の減に向けて

▼所有者不明船（令和元年10月時点）

“不法係留船ゼロ”に向けた対策を行うことで、所有者不明船が減少してきています。

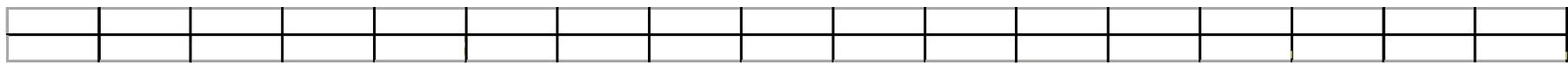


凡例 → 協議会対象区域における国管理区間 協議会対象区域における県管理区間

協議・検討事項 | 今後の予定



R1.10 R1.11 R1.12 R2.1 R2.2 R2.3 R2.4



I 係留場所の確保増

一色大橋上下流右岸
(暫定係留)

キャパ60隻
(R1.10現在)19隻



一色町物揚場
施設

キャパ20隻
(R1.10現在)14隻



大湊川(五十鈴川
合流点)

キャパ40隻
(R1.10現在)35隻



民間マリーナの拡張



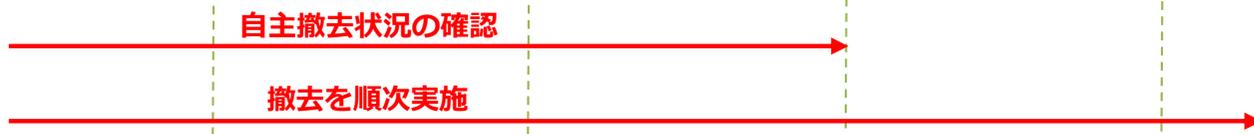
II 係留対象船の減

全体



国
管
理

【所有者判明船】
【所有者不明船】
【所有者不明桟橋】



県
管
理

【所有者判明船】
【所有者不明船】

